

新聞賣讀

2013年(平成25年)

3月15日金曜日

讀賣新聞東京本社 〒104-8243 東京都中央区銀座6-17-1 電話(03)3242-1111(代) www.yomiuri.co.jp

「成年後見人②が付くと選挙権を失う」とした公職選挙法の規定は參政権を保障した憲法に違反するとして、知的障害がある茨城県の女性が国に選挙権の確認を求めた訴訟で、東京地裁は14日、規定を違憲、無効とした上で、選挙権を認める判決を言い渡した。定塚誠裁判長は「後見人が付いた人の中に選挙権を行使できる人が少なからずおり、選挙権は選挙権を奪うことには許されない」と述べた。

△判決の要旨37面、関連記事3・39面▽

「成年後見人」が付くと選挙権を失う」とした公職選挙法の規定は參政権を保障した憲法に違反するとして、知的障害がある茨城県の女性が国に選挙権の確認を求めた訴訟で、東京地裁は14日、規定を憲法無効とした上で、選挙権を認める判決を言い渡した。定塚誠裁判長は「後見人が付いた人の中に選挙権を行使できる人が少なからずおり、選挙権を一律に奪うこととは許されない」と述べた。

△判決の要旨37面、関連記事3・39面

△判決の要旨37面、
関連記事3・39面

成年後見人 知的障害者や認知症などによって判断力が欠如した人の契約行為や預貯金の引き出しなどの財産管理を代行する。禁治産制度に代わり、2000年に導入された。障害者らの親族のほか、弁護士や司法書士が就くことが多い。

訴訟で國側は、「第三者の働きかけで不正投票が行われる可能性もあり、制限は必要」と主張したが、判断は「不正が高い頻度で行われる恐れがある」とは言えないとし、「選挙権を制限しなければ不正は排除できないことを、国は何ら立証していない」と批判した。

また、選挙の度に投票できる能力があるかどうかを個別に審査することは困難で、成年後見制度での制限など規定期限に就くことが多い。

完全でない人に限って選挙権を与えないという規定を設けている国もあり、後見人が付いた人の選挙権を一律に奪うことは許されない」と退けた。

原告の匠さんは閉廷後、東京・霞が関で両親や弁護団と記者会見し、「うれしいです」と述べた。

公選法を所管する総務省の話「今後の対応は、訴訟を担当する法務省と協議したい」

障害者の選挙権 重視

成年後見巡り判決

日本のように、後見人が付くと一律に選挙権を失う制度は、欧米ではなくなりつつある。日本も署名した国連の障害者権利条約も障害者の参政権を認めおり、判決は「国際的な潮流にも反する」と指摘した。

オーストリアも後見人が付いた人の選挙権を一律に

勝訴し喜ぶ名児耶（中央）、母親の佳子（左）、父親の吉さん（左から）、元人（右）、京・霞が関（右） 安川純撮影

■ やむを得ない理由
一律に選挙権を奪うことは許されない。この日の判決はこう述べて、公選法の規定を「違憲」と断じた。

成年後見人が付いた人から選挙権を奪う公選挙法の規定を「違憲、無効」と断じた14日の東京地裁判決。原告側は、選挙権を国民の基本的権利と定めた憲法の理念に沿って、障害者らの権利を尊重した判断と評価した。法改正を迫る内容だが、国が主張する不正投票を防ぐ防ぐかな（課題も多い）。（社会部 小林篤子、松山翔平、本文記事一面）

* 欧州では

制限していたが、憲法裁判所が1987年、同じ障害者でも後見人が付いた人だけ選挙権を奪うことはない。フランスでは後見開始の審判の際、裁判官は財産管理ができる能力を個別に判断する仕組みに改

「一律には剥奪せず」主流

うかを個別に判断し、選挙権の維持や停止を決定す

正。ドイツでは、財産管理などで全面的に支援が必要な場合に選挙権を失うが、後見人が付く人のうち数多く過ぎないという。

田山輝明・早大教授（成年後見法）は「歐州のよう

に人権を尊重した成年後見制度にするため、規定を撤廃すべきだ」と判断したのを受け、制度を撤廃すべきだと話す。

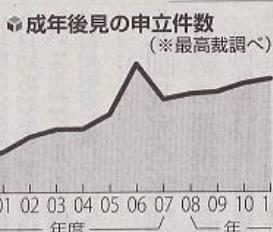
（社会保障部 野口博文）



● 主な争点に対する主張と判決の認定

「能力」による選挙権の制限		成年後見制度による選挙権の制限	
原告側	国政への参加を保障した民権的基本的な権利で、制限は許されない	制度は利用者の権利を保護するのが目的で、選挙権の制限に使うことは許さない	
被告側	第三者が特定の候補者に投票するよう働きかけるなど、不正な投票を防ぐため、制限はやむを得ない	選挙権を使用できる能力があるか、選挙の度に審査することができず、制度で制限せざるを得ない	
判決	成年後見人の付いた人が、すべて選挙権を失くわけではない。不正投票が頻発するとも言えない	制度は、十分に財産を管理できない人を守るために、選挙権の制限に用いることは許されない	

スキャナ
SCANNER



■ 低調だった議論

後見人が付いた人は昨年未現在で約13万6400人。新たな申し立ても年間2万件以上あり、高齢社会で成年後見制度の利用者は増え続けている。判決が確定すれば、影響は大きい。

後見人が付いた人は昨年未現在で約13万6400人。新たな申し立ても年間2万件以上あり、高齢社会で成年後見制度の利用者は増え続けている。判決が確定すれば、影響は大きい。

投票の防止を理由に規定撤廃に強く反対したためだという。その後の国会での議論も低調で、規定はそのまま残された。

浜田邦夫弁護士は「国会や行政が、選挙権の剥奪といふ大問題にきちんと関心を払ってきたのか、反省する必要がある」と指摘。一

浜田邦夫弁護士は「国会や行政が、選挙権の剥奪といふ大問題にきちんと関心を払ってきたのか、反省する必要がある」と指摘。一橋大の只野雅人教授（憲法）は「判決は司法として人権を尊重するため、規定を撤廃すべきだ」と話す。

問題も残る」と話している。

不正投票防止に課題

ない理由」がある例外的なケースに限られるとした。知的障害者の施設で、施設側が正投票の恐れ」だ。判断力として国が挙げたのが「不正投票の恐れ」だ。判断力のある。判決は、その前提に立って、「障害や病気、老化による判断力低下など様々なハンディキャップを

負う人も主権者だと述べ、が、特定の候補者に投票する権利で、民主主義の根幹である。判決は、その前提に立って、「障害や病気、老化による判断力低下など様々なハンディキャップを

後見人が付いた人たちの権るよう不正に働きかける恐利も重視。選挙権の制限がはあると主張した。実際に立つて、「障害や病気、老化による判断力低下など様々なハンディキャップを

後見人が付いた人たちの権るよう不正に働きかける恐利も重視。選挙権の制限がはあると主張した。実際に立つて、「障害や病気、老化による判断力低下など様々なハンディキャップを

「また一緒に投票を」

原告側、喜びの声

被後見人に選挙権



判決後、記者会見する名児耶匠さん（中央）と父親の清吉さん（右）、母親の佳子さん（左）（14日、東京・霞が関で）

「もう一度、選挙に行きたかった」という障害者の声が司法を動かした。成年後見人が付いた人に選挙権を認めない公職選挙法の規定を、「違憲・無効」と断じた14日の東京地裁判決。原告の女性と両親は「また一緒に投票に行く」と喜び、選挙権を失うため後見制度の利用をためらっていた障害者の家族らからも歓迎の声が上がった。

△本文記事1面

「選挙権を行使して社会に参加し、国民として堂々といい人生を生きてください」。判決言い渡し後、定塚誠裁判長が、原告の名児耶匠さん（50）に笑顔で語りかけると、地裁103

号法廷の傍聴席から大きな拍手がわき起こった。

閉廷後、花束を持って東京地裁の正門前に現れた匠さんは、「勝訴」と書かれた横断幕を掲げて待つていた支援者に笑顔を見せ、「あ

りがとうございます」と元気よく答えた。

ダウント症で知的障害を抱える匠さんは2007年、父親の清吉さん（81）を後見する同様の訴訟でも、国は苦しい立場に立たざるを得ない立場に立たざるを得ないよう

た。代理人の杉浦ひとみ弁護士は、「国際的にも評価される判決だ。全国で起きている問題の訴訟でも、国は苦

を緩めた。

一緒に会見した匠さんの

代理人の杉浦ひとみ弁護士

は、「国際的にも評価され

れる判決だ。全国で起きてい

る問題の訴訟でも、国は苦

を緩めた。

一緒に会見した匠さんの

代理人の杉浦ひとみ弁護士

は、「国際的にも評価され

れる判決だ。全国で起きてい

る問題の訴訟でも、国は苦

を緩めた。

一緒に会見した匠さんの

代理人の杉浦ひとみ弁護士

は、「国際的にも評価され

れる判決だ。全国で起きてい

る問題の訴訟でも、国は苦

を緩めた。

求めたい」と話した

と知り、断念した。

次男はレストランで仕事

をしており、給与ももらっ

ている。投票を経験したこ

とで、政治のニュースに興

味を持つようになった。投

票を済ませると、テレビの

開票結果を熱心に見守る。

女性は「息子にとって選挙

権は宝物。判断を受け、一

日も早く規定を撤廃しても

いい」と話す。

知的障害者の親でつく

る「全日本手をつなぐ育成

会」（東京）は2012年、

規定の撤廃を求める約41万

人分の署名を総務相に提出

した。判決後、北原守理事

長は「ただちに公選法を見

直すべきだ」とのコメント

を出した。

力買います
訪問可クラクタ
03(3989)1857

たちにも朗報となつた。

東京都内の女性（75）は、

ダウント症で中度の知的障害

を持つ次男（38）の将来を見

据え、後見制度の利用を考

えたが、選挙権が失われる

たことに腹が立ち、

裁判所が認めないと

思つなかつた。胸のつかえ

が下りました」と安堵した

清吉さんは、閉廷後の記者

会見で「裁判所があれほど

はつきり認めてくれるとほ

うになつたら、うれしい

と述べ、匠さんを見て表情

を緩めた。

一緒に会見した匠さんの

代理人の杉浦ひとみ弁護士

は、「国際的にも評価され

れる判決だ。全国で起きてい

る問題の訴訟でも、国は苦

を緩めた。